

(様式1) 補助金等シート
(1) 補助内容

交通防犯課-1
R 7 年度予算用

1	名称 (予算事業名)		鈴鹿地区防犯協会補助金									
	予算事業名		防犯事業費									
	予算事業コード		01254									
2	交付開始年度	昭和	37	年度	創設から	64	年度目	3	終期	令和	7	年度
4	分類	団体運営費補助					5	所属	交通防犯課			
6	根拠法令	鈴鹿市補助金等交付規則、鈴鹿市補助金等交付要綱										
7	事業の目的・概要	鈴鹿地区防犯協会の運営費補助。 「鈴鹿市総合計画2031」に掲げる「防犯設備の整備と防犯意識の醸成」に向けて協力する鈴鹿地区防犯協会に対して補助することで、市内における防犯に関する広報啓発活動の活性化を図り、犯罪の防止に寄与することを目的とする。										
8	補助対象者	鈴鹿地区防犯協会										
	交付先(補助対象者と異なる場合)											
9	補助金等	(単位:千円)	補助対象事業費(A)	財源内訳				補助率(B/A)	補助対象事業費の繰越額(C)	補助金に対する繰越金の割合(C/B)		
				市補助金(B)	国補助金	県補助金	その他					
		R4年度決算額	2,600	2,600	0	0	0	100.0%	0	0.0%		
		R5年度決算額	2,600	2,600	0	0	0	100.0%	0	0.0%		
		R6年度当初予算額	2,600	2,600	0	0	0	100.0%				
	R7年度予算要求額	2,660	2,660	0	0	0	100.0%					
10	補助対象事業費の内訳(具体的に記載)	鈴鹿地区防犯協会の運営に係る費用 運営費 162千円(役員会費、総会費、消耗品費、通信費、旅費、光熱水費など) 事業費 1,241千円(啓発宣伝・防犯活動費、表彰費など) 人件費 1,141千円(事務局職員給与、退職給付積立金) 県防連会費 100千円(三重県防犯協会連合会会費) 雑費 16千円										
	補助金等の算出根拠(具体的に記載)	当該団体は自主財源がなく、会費等の徴収も困難であることから、運営事業費の9割以上が鈴鹿市から交付される補助金で占められている。運営事業費については、毎年開催される鈴鹿地区防犯協会の定期総会において、事業計画及び予算の承認を受けている。										
	増減理由											

(2) 補助金等判断基準

11	総合評価点	20	12	適否の評価	継続
13	補助金等の判断基準	評価点	評価の理由		
	必要性	5	当該団体が市内における防犯に関する啓発活動の中心的役割を担っていることから、総合計画の施策である防犯事業に貢献している。		
		(減点) 0			
	公平性	5	広く市民を対象に啓発活動等を実施している。		
	効果性	5	【評価の理由】 「鈴鹿市総合計画2031」における目標達成のため、犯罪の防止を目的とした広報啓発活動を実施しており、引き続き実施していくことにより、目標の達成が見込まれる。 【補助金等の交付により得られる効果・実績・目的の達成状況(具体的に記載)】 自主防犯団体等と連携し、年間を通じて金融機関・スーパー等での啓発品の配布や防犯ポスターの募集等による啓発活動を実施している。		
5			事業計画に沿った活動を行い、適正な会計処理を行っている。		
透明性	(減点) 0				

(3) 終期延長の理由(終期を延長した初年度のみ記入)

前回終期 令和 6 年度

当該団体は、鈴鹿警察署内に事務所を置き、市及び警察等関係機関と協力の上啓発等の活動を行っている。近年は刑法犯以外にも特殊詐欺などの新たな手口の犯罪も増加しており、引き続き鈴鹿地区防犯協会に対し補助金を交付することで関係機関と協力して啓発活動等を継続を行うことができ、防犯の効果が期待できるため終期を延長する。

(様式1) 補助金等シート
(1) 補助内容

交通防犯課-2
R 7 年度予算用

1	名称 (予算事業名)	自治会等防犯灯電源工事費補助金											
		予算事業名	防犯灯設置費補助										
		予算事業コード	00144										
2	交付開始年度	不明	—	年度	創設から	—	年度目	3	終期	令和	8	年度	
4	分類	事業費補助					5	所属	交通防犯課				
6	根拠法令	鈴鹿市補助金等交付規則、鈴鹿市補助金等交付要綱											
7	事業の目的・概要	防犯灯設置に伴い防犯灯具取付用ポールを設置する自治会に対する補助。 地域における犯罪の抑止及び安全な市民生活の保持に寄与することを目的とする。											
8	補助対象者	自治会等の自治協力団体											
	交付先(補助対象者と異なる場合)												
9	補助金額等	(単位:千円)	補助対象事業費(A)	財源内訳				補助率(B/A)	補助対象事業費の繰越額(C)	補助金に対する繰越金の割合(C/B)			
				市補助金(B)	国補助金	県補助金	その他						
		R4年度決算額	250	125	0	0	125	50.0%	0	0.0%			
		R5年度決算額	186	93	0	0	93	50.0%	0	0.0%			
		R6年度当初予算額	250	125	0	0	125	50.0%					
R7年度予算要求額	150	75	0	0	75	50.0%							
10	補助対象事業費の内訳(具体的に記載)	防犯灯具取付用ポールの設置工事費											
	補助金等の算出根拠(具体的に記載)	補助対象事業費の1/2を補助(上限25,000円)											
	増減理由	既存設備の活用を促進するなどにより、補助件数を見直し、補助金額を50千円減額した。											

(2) 補助金等判断基準

11	総合評価点	20	12	適否の評価	継続
13	補助金等の判断基準	評価点	評価の理由		
	必要性	5	自治会等による防犯灯の設置促進を図るために必要性が高い。		
		(減点) 0			
	公平性	5	広く市民のための防犯灯設置促進を実施している。		
	効果性	5	【評価の理由】 防犯灯の新規設置にかかる自治会の負担を軽減することで、防犯灯設置を促進する効果がある。		
【補助金等の交付により得られる効果・実績・目的の達成状況(具体的に記載)】 補助金の交付により新規防犯灯の設置を促進することで、安全で安心なまちづくりに貢献している。 LED防犯灯電源工事費補助実績(平成26年度31か所、平成27年度31か所、平成28年度20か所、平成29年度8か所、平成30年度11か所、令和元年度2か所、令和2年度6か所、令和3年度3か所、令和4年度5か所、令和5年度4か所)。					
透視性	5	各自治会等には、補助金交付要綱に沿った手続きを実施してもらい、適正な会計処理を行っている。			
(減点) 0					

(3) 終期延長の理由(終期を延長した初年度のみ記入)

前回終期 令和 年度

--

(様式1) 補助金等シート
(1) 補助内容

交通防犯課-3
R 7 年度予算用

1	名称 (予算事業名)		鈴鹿市交通安全都市推進協議会補助金									
	予算事業名		交通安全運動費									
	予算事業コード		00636									
2	交付開始年度	昭和	37	年度	創設から	64	年度目	3	終期	令和	7	年度
4	分類	団体運営費補助					5	所属	交通防犯課			
6	根拠法令	鈴鹿市補助金等交付規則、鈴鹿市補助金等交付要綱										
7	事業の目的・概要	鈴鹿市交通安全都市推進協議会の運営費補助。 「鈴鹿市総合計画2031」に掲げる「道路交通環境の整備と交通安全意識の醸成」に向けて協力する鈴鹿市交通安全都市推進協議会に対して補助することで、市内における交通安全教育や広報啓発活動の活性化を図り、交通事故防止に寄与することを目的とする。										
8	補助対象者	鈴鹿市交通安全都市推進協議会										
	交付先(補助対象者と異なる場合)											
9	補助金等	(単位:千円)	補助対象事業費(A)	財源内訳				補助率(B/A)	補助対象事業費の繰越額(C)	補助金に対する繰越金の割合(C/B)		
				市補助金(B)	国補助金	県補助金	その他					
		R4年度決算額	2,655	2,655	0	0	0	100.0%	0	0.0%		
		R5年度決算額	2,655	2,655	0	0	0	100.0%	0	0.0%		
		R6年度当初予算額	2,755	2,755	0	0	0	100.0%				
	R7年度予算要求額	2,755	2,755	0	0	0	100.0%					
10	補助対象事業費の内訳(具体的に記載)	鈴鹿市交通安全都市推進協議会の運営に係る費用 会議費 10千円(委員会費、諸会議費など) 事務費 50千円(通信費、消耗品費など) 事業費 2,695千円 【安全運動費(キャンペーン啓発物品購入費) 700千円、 安全教育費(交通安全指導員手当て、教育用資材費) 1,995千円】										
	補助金等の算出根拠(具体的に記載)	当該団体は自主財源がなく、会費等の徴収も困難であることから、運営事業費は鈴鹿市から交付される補助金のみである。運営事業費については、毎年開催される鈴鹿市交通安全都市推進協議会の総会において、事業計画及び予算の承認を受けている。										
	増減理由											

(2) 補助金等判断基準

11	総合評価点	20	12	適否の評価	継続
13	補助金等の判断基準	評価点	評価の理由		
	必要性	5	当該団体が市内における交通安全教育、広報啓発活動の中心的役割を担っていることから、総合計画の施策である「交通安全に関する啓発・教育の推進」に貢献している。		
		(減点) 0			
	公平性	5	市内小・中学校や、幼稚園・保育園、老人会等を対象として、広く市民のための交通安全教室を実施している。		
	効果性	5	【評価の理由】 「鈴鹿市総合計画2031」における単位施策の目標値達成のため、交通安全教室や広報啓発活動を実施しており、引き続き実施していくことにより、目標の達成が見込まれる。		
【補助金等の交付により得られる効果・実績・目的の達成状況(具体的に記載)】 交通安全運動期間中に、出発式や早朝街頭指導、啓発活動等を実施するとともに、令和5年度は計186回、約1万2,600人に対して交通安全教室を開催した。令和5年の市内における人身事故件数は298件で、令和4年の278件より18件増加しており、今後も継続した活動が必要である。					
透明性	5	(減点) 0			
					事業計画に沿った活動を行い、適正な会計処理を行っている。

(3) 終期延長の理由(終期を延長した初年度のみ記入)

前回終期 令和 6 年度

当該団体は、交通安全教室を開催するなど積極的に広報啓発活動を実施しており、交通事故発生抑止に寄与している。引き続き、交通安全教室の充実等啓発活動を行うことで、交通安全に対する意識の向上を図るため、終期を延長する。

(様式1) 補助金等シート
(1) 補助内容

交通防犯課-4
R 7 年度予算用

1	名称 (予算事業名)		犯罪被害者等支援金							
	予算事業名		犯罪被害者等支援事業費							
	予算事業コード		01920							
2	交付開始年度	令和 3 年度	創設から 5 年度目	3	終期	令和 7 年度				
4	分類	事業費補助			5	所属	交通防犯課			
6	根拠法令	鈴鹿市補助金等交付規則、鈴鹿市補助金等交付要綱								
7	事業の目的・概要	犯罪等に巻き込まれた被害者やその家族又は遺族（以下「犯罪被害者等」という。）が受けた被害による経済的負担を軽減するため、犯罪被害者等を対象に支援金を支給する。								
8	補助対象者	犯罪被害者の遺族及び重傷病、精神疾患を負った犯罪被害者本人								
	交付先（補助対象者と異なる場合）									
9	補助金等	(単位:千円)	補助対象事業費(A)	財源内訳				補助率(B/A)	補助対象事業費の繰越額(C)	補助金に対する繰越金の割合(C/B)
				市補助金(B)	国補助金	県補助金	その他			
		R4年度決算額	225	225	0	0	0	100.0%	0	0.0%
		R5年度決算額	450	450	0	0	0	100.0%	0	0.0%
		R6年度当初予算額	425	425	0	0	0	100.0%		
	R7年度予算要求額	425	425	0	0	0	100.0%			
10	補助対象事業費の内訳 (具体的に記載)	犯罪被害者等が、犯罪被害者等給付金等、公的な給付を受けるまでの期間の生活費及び一時的に必要な経費								
	補助金等の算出根拠 (具体的に記載)	鈴鹿市犯罪被害者等支援金給付要領による。								
	増減理由									

(2) 補助金等判断基準

11	総合評価点	20	12	適否の評価	継続
13	補助金等の判断基準	評価点	評価の理由		
	必要性	5	犯罪被害者等が、被害後、一時的に経済的困窮に直面することが少なくないため、被害の早期回復のためには経済的負担の軽減を図ることが必要である。		
		(減点) 0			
	公平性	5	犯罪被害者等を対象としているが、犯罪被害は、いつ、誰に起きるかわからず、市民の誰もが犯罪被害者等となる可能性がある。		
	効果性	5	【評価の理由】 犯罪被害者等が犯罪等により受けた被害による経済的負担を軽減することができる。		
【補助金等の交付により得られる効果・実績・目的の達成状況（具体的に記載）】 犯罪被害者等の経済的負担を軽減することで、受けた被害の早期回復が期待できる。					
透明性	5	鈴鹿市犯罪被害者等支援金給付要領に基づき、適正な会計処理を行う。			
	(減点) 0				

(3) 終期延長の理由（終期を延長した初年度のみ記入）

前回終期 令和 6 年度

犯罪を受けた本人及び家族などが一刻も早く普通の生活に戻るためには、迅速に支援を行うことが必要である。引き続き遅延なく支援金の支給を行うため、終期を延長する。